

看護系大学の量的拡大に伴う大学入試設計の問題

－ 実情把握のための基礎分析 －

金澤悠介^{1)*}、倉元直樹²⁾、小山田信子³⁾、吉沢豊予子³⁾

1) 立教大学社会情報教育研究センター、2) 東北大学高等教育開発推進センター、
3) 東北大学大学院医学系研究科

1 問題と目的

1.1 看護師養成状況の変化と大学入試設計問題

我が国における医療関係専門職の養成システムは、資格の種類によって考え方が異なっており、全体としてみるとやや複雑な様相を呈している。医師や歯科医師は大学における六年制課程で養成されてきた。薬剤師免許の国家試験受験のための基礎資格の取得は平成18(2006)年度学部入学より、四年制課程から六年制課程へと引き上げられた。

これらの専門職が単線的な教育制度によって養成されてきたのとは対照的に、看護師等の看護専門職業人の養成ルートは複線的である。従来は、専門学校・短大が看護専門職業人養成の中心を担ってきた。ところが、近年、看護系教育機関に占める四年制大学(以後、必要に応じて「四大」と記す)のウェイトが急速に大きくなりつつある。短期間の間に、近い将来、看護師の学歴は四大卒が標準となる可能性もあるのではないかと思わせるほど、急激に拡大しているのだ。これは看護専門職業人の養成にとって、急激、かつ、大きな変化と言える。

このような変化により、従来、専門学校や短大が担ってきた看護師養成の役割を四大が担う必要がでてきた。ここで重要になるのが高等学校における教育と看護専門教育をいかにスムーズに接続するのか、という高大接続の問題である。そして、この問題が顕著な形で現れるのが大学入試場面である。看護系大学の量的拡大に伴うかたちで生じてくる高大接続の問題に適切

に対応できるような、大学入試の在り方を探るのが本研究の大きな探求課題である。ただし、本稿ではこの課題を遂行する端緒として、看護系大学の入試の実態を明らかにすることを目的とする。

以上で述べた本稿の課題を遂行するために、ここでは、まず、看護師養成制度における大学の位置づけを確認する。さらに、看護教育の四大化を推し進めた「看護師等の人材確保の促進に関する法律(以下、「人材確保法」と略記)」¹⁾の趣旨とその影響について確認する。その後、大学入試設計の観点から見た看護師養成の問題を議論する。

1.2 看護師養成制度における四年制大学の位置づけ

看護養成制度において大学が担うべき役割を知るには、看護師養成制度の概略を理解する必要がある。この制度の大きな特徴は以下の2点である。

第一に、看護職の資格には(正)看護師と准看護師の2種類が存在することが挙げられる。保健師助産師看護師法¹⁾によれば、看護師とは「厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者」(第5条)であり、准看護師とは「都道府県知事の免許を受けて、医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて、前条に規定することを行う業とする者」(第6条)である。つまり、看護師と准看護師の違いは、(1)国家免許か知事免許か、(2)職務を自律的に行うか、医師や看護師の指導のもとで行うのか、(3)養成機関への

*) 連絡先：〒171-8501 東京都豊島区西池袋3-34-1 立教大学社会情報教育研究センター kanazawa@rikkyo.ac.jp

入学要件が高校卒業か中学卒業か、という形に要約できる。

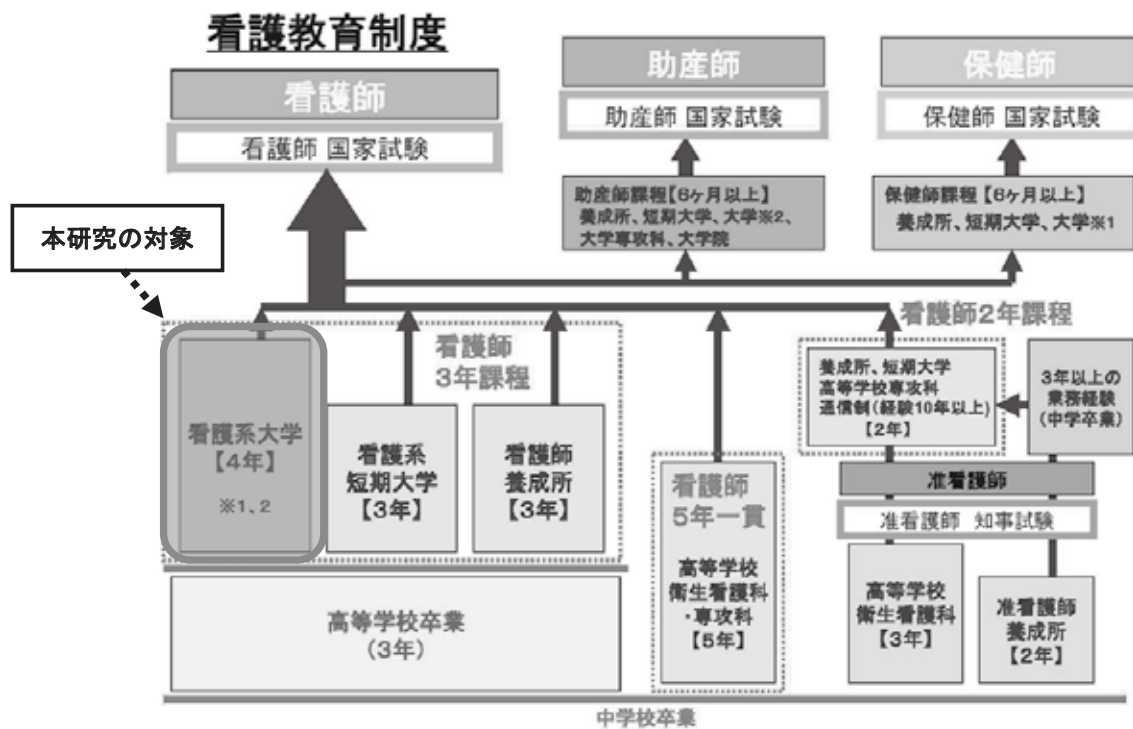
本研究が検討の対象とする看護系大学とは、四年制大学の教育プログラムによって看護系専門職を養成する課程である。看護系だけの単科大学、総合大学の中に看護系学部、学科、専攻等の養成プログラムを持つケースの双方を含む。准看護師、看護師という区分で言えば、看護系大学は看護師を養成する教育機関ということになる。なお、看護師を基礎資格とする看護専門職資格として、保健師と助産師がある。

第二に、看護師となるための養成ルートには、図1のように多様なものが混在していることが挙げられる。主たる看護師養成ルートは、(a) 看護師養成所（専門学校）の三年制課程を卒業する、(b) 短期大学の三年制課程を卒業する、(c) 四年制大学を卒業する、というものである。この三つのいずれかのルートによって、看護師国家試験の受験資格が与えられる。なお、平成21（2009）年7月9日に保健師助産師看護師法の一部が改正された際、大学による看護師養成が各種養成機関の筆頭に位置付けられた。

上記の養成ルート以外にも、(d) 准看護師の資格を得た上で准看護師資格を入学要件として看護師国家試験の受験資格を付与する養成所（二年制課程）を卒業するルートや (e) 中学卒業後に五年一貫教育の高等学校を卒業し、准看護師資格を取得せずに国家試験を受験するルートなども存在する。

以上のように、看護師資格の取得には看護師養成を目的としたプログラムを持つ学校教育を受けて卒業資格を得ることが国家資格受験の条件となることが共通である。その一方で、同じ看護師資格を持つ看護職従事者の中に、最終学歴の水準から見ても、そこに到達するルートにおいても、異質な経験を経てきた者が混在するシステムとなっている。

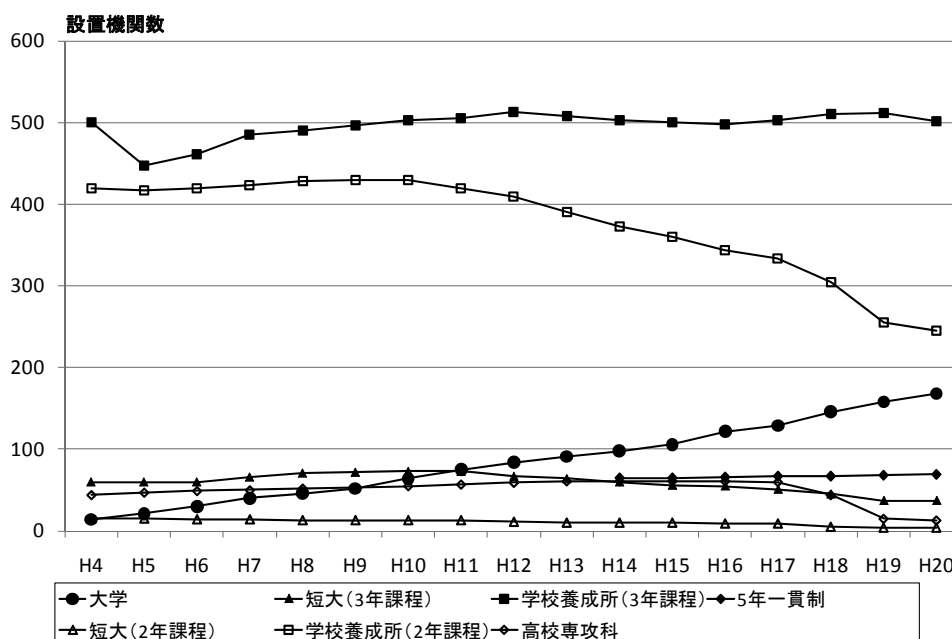
本研究が検討の対象とする看護系大学は、いったん高校に入学し、卒業後に進路選択肢として看護職を考えた場合のルートの一つである。看護専門職業人につながる養成機関としては、専門学校や短大と競合する位置づけにあると考えられる。



※1 看護系大学では、4年間で看護師と保健師の国家試験受験資格を得る。
 ※2 助産師課程をもつ看護系大学では、学生は選択受講により助産師国家試験受験資格を得る。

出典：日本看護協会ホームページ (<http://www.nurse.or.jp/home/kisokyouiku/>)

図1. 看護師養成制度の概要



注：白抜きマーカーは准看護師免許の取得を基礎資格とする課程

図2. 看護師養成機関数の経年的推移

1.3 「看護師等の人材確保の促進に関する法律」とその影響

平成4（1992）年に人材確保法が制定された。この法律は、急速な高齢化の進展や医療環境の変化に対応するために、国や地方自治体といった行政や個々の病院に、看護師の養成及び確保を促進するための措置を講ずることを求めるものである。看護専門職養成機関の四大化は、人材確保法が契機になっているとみてよいだろう。時期的に見ても、看護系大学はこの人材確保法の制定直後から急増している。すなわち、人材確保法が掲げる高度な専門知識と技能を有する看護専門職業人を養成して医療現場に供給するために、養成機関の教育水準の向上が必要と考えられ、そのために看護系大学の学校数が急速に増加したと理解することができる。

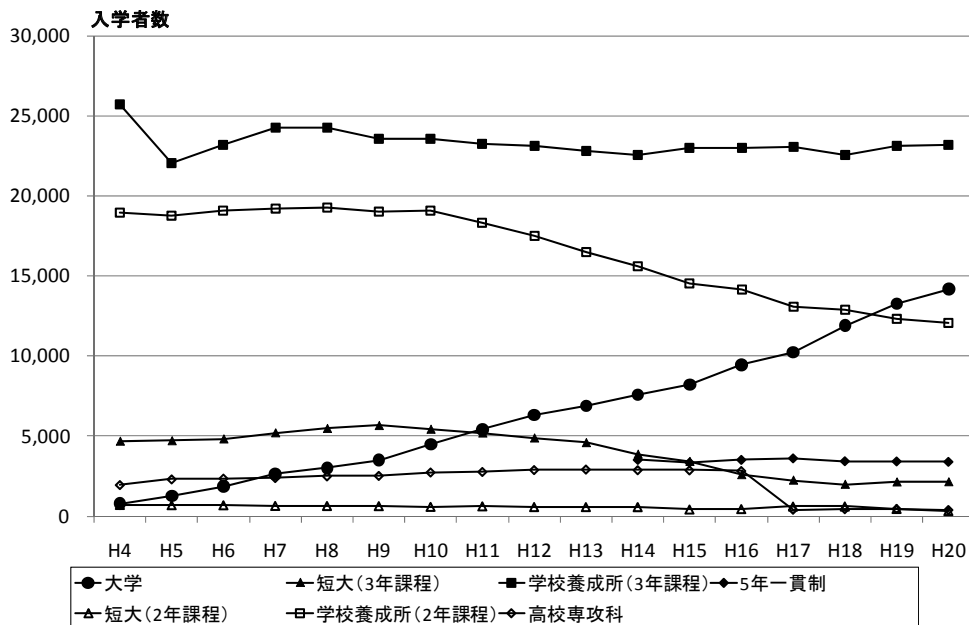
図2は人材確保法以後の看護師養成機関数の経年的推移を表している。大学数に関して言えば、平成4（1992）年には、看護系大学はわずか14校しか存在していなかった。ところが、平成20（2008）年には168校になり、その数は急激に増加している。その一方で、二年制課程の学校養成所（専門学校）や短期大学の数は減少の一途をたどっていることが分かる。

看護系大学の増加に伴い、当然のことながら入学者

数も急増している。平成4（1992）年の段階では1,000人にも満たなかった看護系大学への入学者は、平成20（2008）年には約15,000人を数えるまでに至った。平成19（2007）年以降は大学入学者数が准看護師免許取得者を対象とする二年制課程の看護師養成所への入学者数を上回り、三年制課程の看護師養成所に次いで2番目に多いルートとなっている（図3）。結果的に、現在では、入学者ベースで算出した場合には大学で養成される看護師が全体の2割以上を占める状況に至っている。

1.4 大学入試設計から見た看護師養成の問題

看護師養成制度における四年制大学の役割が年々拡大していくことは、高等教育機関の側から見ると、かつては四年制大学の教育の外に位置づけられていた看護師養成教育機関としての役割を、新たに四年制大学が担っていく必要性が新たに生じたことを意味している。ここに、従前の制度的な枠組で十分には対応できない、想定外の問題が発生する余地が生まれたと考えることができよう。それは、一言で言えば、看護学教育における高校教育と大学教育との接続問題である。そして、その問題が目に見える形で現れたのが大学入試の場面ということになる。



注：白抜きマーカーは准看護師免許の取得を基礎資格とする課程

図3. 看護師養成機関入学者数の経年的推移

体育や芸術などの一部の分野や、ことさらに学際を意識した領域を除き、わが国のほとんどの学士課程教育プログラムでは、専門教育の内容が文系、または、理系に色分けされているのが通常姿である。大学入試も文理の区分に対応した設計となっているのが基本なので、必然的に大学進学を目指す高校教育の側もそれに対応した体制を組むことになる。ところが、大学における専門領域としての看護学は、文系と理系の双方の基礎知識が必要な分野である。制度的に文理のいずれかの分野の中に明白に位置付けるのは難しい領域と言える。例えば、他の諸専攻との比較の中で、看護系大学において高校時代に習得が必要とされる教科科目等を調査した柳井・石井(2007)²⁾によれば、看護学系統において高等学校で学んでおく必要度が高い教科科目として、「生物」、「外国語」、「国語」といった形で、文系、理系双方の科目が混在して挙げられている。

その一方で、高等学校の普通教育においては、昭和45(1970)年度告示、昭和48(1973)年度施行の学習指導要領以来、共通に課される必修科目が少なくなり、選択科目が大幅に増やされるカリキュラム改革が進められてきた。特に、平成元(1989)年度告示、平成6(1994)年度施行の学習指導要領からは、いわゆる主

要教科の選択性が一層高度に進み、現在、普通高校の生徒が共通に学ぶ科目はなくなっている。それと軌を一にして、義務教育段階では、いわゆる「ゆとり教育」と呼ばれる学習内容の削減政策が進んでいった。その結果、今日、多くの高校生は高校入学直後という極めて早い段階で、自らの進路を文系、理系のいずれのトラックに定めるのか、その選択に迫られる状況となっている。また、実質的に文系と理系では履修内容が著しく乖離したものとなっているため、文系に進んだ場合、事実上、理系分野への進路選択の道は閉ざされてしまうだろう。理系から文系への進路転換は、おそらく不可能とは言えないまでも、高校で学ぶ正規のカリキュラムに加えて個人的にかなりの付加的な努力が求められる制度となっている。新たに大学教育の枠組に加わった看護学系統の専門領域にとっては、文系、理系のいずれにスタンスを取るかが大きな課題と言える。すなわち、文系の学問として位置づけられるか理系の学問として位置づけられるかということによって、入学してくる学生のそれまでの学習履歴が全く異なってくる可能性が高いのである。

そこで、本研究では、このような看護専門教育の四大化によって新たに生じた高大接続の問題に着手する端緒として、看護系大学で実際にどのような入試科目

が課されているのか、その実態を解明することを試みることとした。

2 方法

2.1 看護系大学の定義

看護系大学の入試の実態を調べるため、以下の要領で分析用のデータを作成した。

最初に、本研究で分析の対象とする「看護系大学」を「日本看護系大学協議会の会員校」と定義することとした。本研究では、そのうち平成20（2008）年までに看護系学部 / 学科を設立した168校を分析の対象とする。ただし、看護学科への進学の方法が他の大学と著しく異なっているという理由で、東京大学は分析から除外することとした。東京大学では、大学2年の段階で、志望する学部・学科に進学することになっており、大学入学時点で看護学部 / 学科に所属することになっている他の大学とは大きく異なるからである。

2.2 分析対象変数

次に、各大学のホームページに記載されている情報に基づき、以下の情報を収集した。

(A) 大学の基本的な特徴に関わるもの

大学の基本的な属性をあらわすものとして、設置者、所在地、大学の学生数、助産師養成プログラム（以後、「助産」ないしは「助産プログラム」と表現する）の有無の情報、を収集した。助産師資格の取得は、大学卒業後に助産師として働く可能性を示すものであり、受験時に受験者が明確に理解できる卒後キャリアの簡易指標とみなすことができる。

(B) 募集人員に関わるもの

各大学の一般入試、推薦入試などの募集人員に関する情報を収集した。具体的には、入学定員、一般入試の募集人員、推薦入試の募集人員、AO入試の募集人員、の情報を収集した。

(C) 入試科目

各大学が課す入試科目の情報を収集した。ただし、現在、学部入試は各大学の独自性が強く、結果的に極めて複雑になっており、全体像をコンパクトに表すのは非常に難しい。したがって、本研究が収集した入試科目は、その大学で最も募集人員の多い入試のもので

ある。それは、各大学が課す代表的な入試科目の情報を入手するためである。

最も募集人員の多い入試を判定する手続きは以下のとおりである。(1) 一般入試、推薦入試、AO入試のうち、最も募集人員が多いものを見つける³⁾。(2) この3つのうち最も募集人員が多い入試が複数の日程に分かれている場合、複数の日程の中で一番募集人員が多いもので課されている入試科目を、その大学の代表的な入試科目として判定の対象とする。たとえば、国公立A大学の看護学部は一般入試の募集人員が最も多く、一般入試の中では前期日程入試の募集人員が最も多いとする。この場合、前期日程で課している入試科目をこの大学の入試科目を代表するものと判定した。また、私立B大学は一般入試の募集人員が最も多く、一般入試の中ではA日程入試の募集人員が最も多いとする。そのような場合、A日程で課している入試科目をこの大学の入試科目を代表するものと判定した。

2.3 分析の手順

本節では、前節で説明したデータセットを分析することを通じて、看護系大学の入試の実態について明らかにする。看護系大学の入試の実態を確認する前に、看護系大学の基本的な特徴をまず確認する。次に、看護系大学の入試の実態を明らかにする。ここでは、(i) 各入試区分の募集人員の実態、(ii) 入試科目の実態、(iii) 入試科目と関連する特性を明らかにする。

3 結果

3.1 看護系大学の基本的属性

看護系大学の基本的属性を確認するために、設置者の特徴から見ていくこととする。平成20（2008）年までに設立された看護系大学の約半数が私立大学で占められている一方、国立大学と公立大学は、それぞれ約四分の一ずつのシェアを占めている。

看護系の専攻を含む大学全体に所属する学生数（1年から4年までの学生数の合計）を見てみると、看護系大学の約3分の2が総学生数4,000名以下であり、比較的規模が小さい大学が多い。看護系大学の所在地を見ると（図4）、全体の約25%が関東地方にあるものの、それ以外の地域にもまんべんなく看護系大学が

配置されていることがわかる。なお、大学の所在地の各カテゴリーは看護系大学協議会の地域ブロックを基にしている。

看護系大学では看護師の資格を取得できることは言うまでもないが、保健師や助産師の資格も取得できる場合がある。平成20（2008）年時点の状況では、図1の注釈（*1）にあるように、看護師の資格を取得できる大学では保健師の資格も同時に取得できる。一方、助産師はそのためのプログラムを設けなければ、その資格を取得できない制度となっている。本研究の対象となる平成20（2008）年までに設立された看護系大学を見てみると、そのような助産プログラムを有している大学は約55%である。

最後に、大学の基本属性間の関係をいくつか確認しておく。大学の設置者と所在地の関係を見ると、関東及び関西・近畿地方が他の地域に比べ、私立大学の割合が高い（図5）。一方、北海道・東北、中部、中国・四国地方は、国公立大学が占める割合が高い。さらに、設置者と助産プログラムの有無の関係を見ると、国立大学の8割近くが、そして公立大学の7割近くが助産プログラムを有しているのに対し、私立大学では助産プログラムを有している大学は全体の4割にも満たない。大学の所在地と助産プログラムの有無の関係を見ると、中部、関西・近畿及び九州地方が他の地域に比べ、助産プログラムを有する大学の割合がやや高いものの、大学所在地による助産プログラムの有無の違いは、設置者による違いほど大きくはない（図6）。

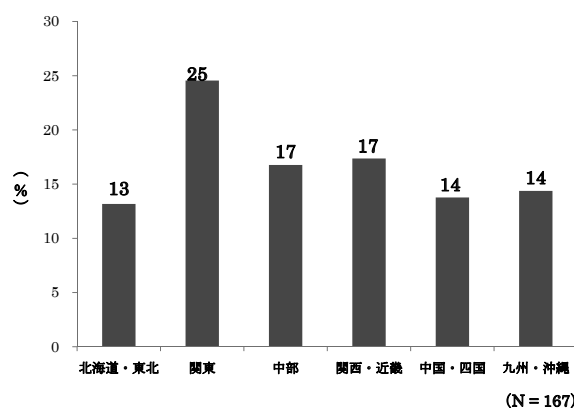


図4. 所在地別看護系大学数割合 (%)

3.2 各入試区分の募集人員

最初に看護学系全体の入学定員を見てみると、看護系大学の入学定員の平均値は78.95名であり、大部分の大学の入学定員は50名から100名の範囲の中にあることがわかる（図7）。

次に、入学定員に占める一般入試の募集人員の割合を見てみると、看護系大学では、入学定員のうち平均して63%が一般入試で占められている（図8）。さらに、入学定員の50%以上を一般入試が占めている大学は全体の7割を占める半面、入学定員の25%以下しか一般入試が占めていない大学は全体の1%しかなく、非常に例外的な存在であることがわかる。入学定員に占める推薦入試の募集人員の割合を見ると、入学定員のうち平均して30%程度を推薦入試の募集人員が占めている（図9）。また、AO入試を見てみると、約7割近くの大学がAO入試を課しておらず、3割程度の大学

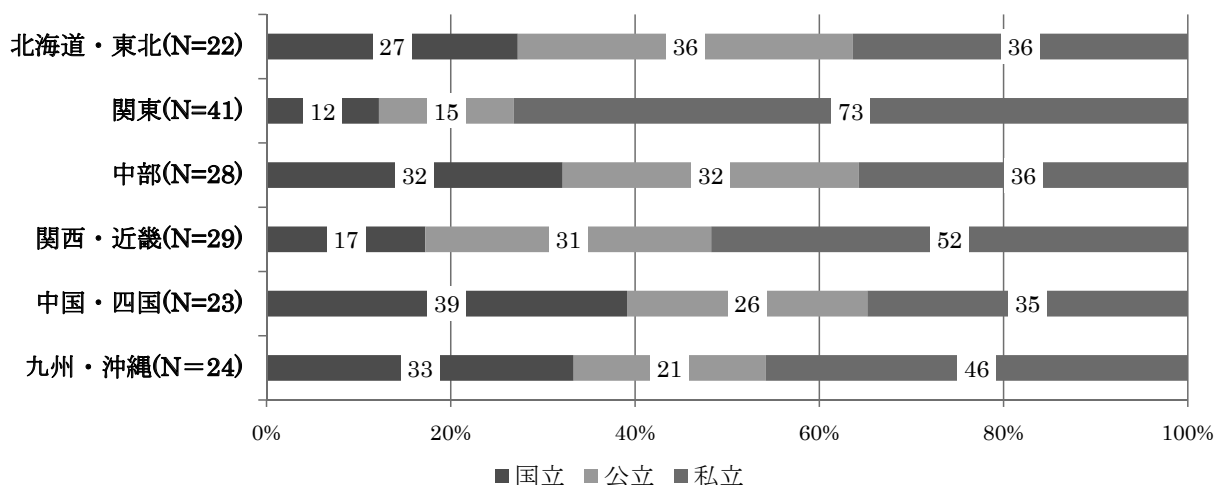


図5. 看護系大学の所在地と設置者の関係

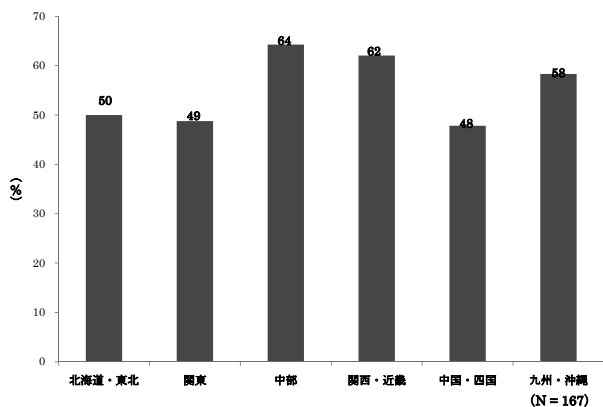


図6. 所在地別の助産プログラムを持つ看護系大学の比率 (%)

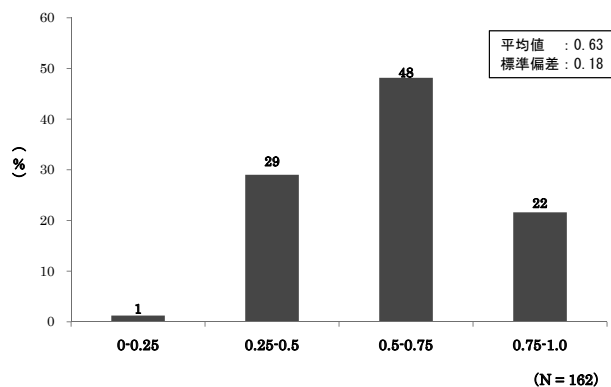


図8. 看護系大学の入学定員に占める一般入試の募集定員の割合の分布

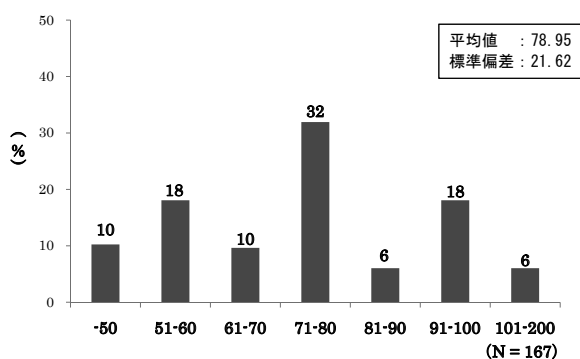


図7. 看護系大学の入学定員数の分布

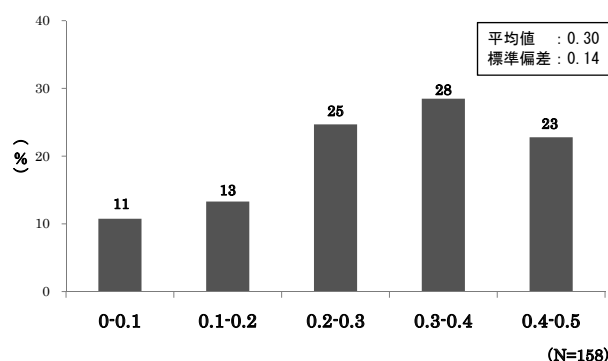


図9. 看護系大学の入学定員に占める推薦入試合格者の割合の分布

しかAO入試を課していないことがわかる。

なお、平成20(2008)年度入試において、国立大学では84.4%、公立大学では75.6%、私立大学では48.6%の学生が一般入試を経由して大学に入学している⁴⁾。看護系大学の設置者別割合を重みとして加重平均を算出すると一般入試入学者の期待比率は約64.6%となるので、定員ベースで見た場合にはほぼそれに匹敵する数値となっている。同様の方法で算出すると推薦入学者の期待比率は31.5%となるので、それも標準的である。一方、AO入試実施学部数の期待比率は46.2%であるので、AO入試に対してはあまり積極的ではないと言えそうである。

以上の結果から、看護系大学では学生を選抜する手段として、他の学部や専攻と同様に、主に一般入試を用いていることが分かる。そして、一般入試を補足する形で推薦入試やAO入試といった選抜手段を用いているが、他の学部や専攻と比較すると全体としてAO入試に対してはあまり熱心ではない。

3.3 入試科目

看護系大学の主要な入試区分が一般入試であることを前提としたとき、次に問題となるのは一般入試でどのような入試科目を課しているかということである。一般入試科目の様相を分析することで高校との接続に関する実態がある程度把握できるであろう。

本研究では、看護系大学の入試科目の概要を把握するため、以下で述べるような基準をもとに、各大学の入試科目を分類した。

(1) 理系型

高等学校在学時に標準的な理系コースを履修していなければ、原則として、解答できない入試科目を課すものを「理系型」入試科目として分類した。具体的には、一般入試の入試科目として、物理Ⅱ・生物Ⅱ・化学Ⅱもしくは数ⅢCを課すものを「理系型」入試科目に分類した。

(2) 文系型

高等学校在学時に標準的な文系コースを履修していれば、原則として、解答できる入試科目を課すものを

「文系型」入試科目として分類した。英語や国語を入試科目として課すものの理科や数学は課さないものや、理科や数学も入試科目として課すものの物理Ⅰ・生物Ⅰ・化学Ⅰもしくは数ⅠA・ⅡBの範囲に収まるような場合に、「文系型」入試科目として分類した。

(3) 理系＋文系型

一般入試の学科科目が「理系型」とも「文系型」とも選択できるものは「理系＋文系型」入試科目として分類した。具体的には、次の三つの場合を「理系＋文系型」入試科目として分類した。一つ目は受験科目の選択により文系でも理系でも受験可能になるものである。これは私立大学の一般入試に何例も見られるものである。たとえば、一般入試の科目として、国語、英語、生物Ⅱ・化学Ⅱ、数学ⅡBのうち2教科を選択する場合である。二つ目はセンター試験で理科を2科目課し、二次試験で「文系型」入試科目を課すものである。これは国公立大学でよくみられるものである。たとえば、センター試験で理科を2科目課し、二次試験で英語を課すものは「理系＋文系型」入試科目として分類した。三つ目は文系と理系の双方の知識を必要とするような問題を課すものである。これは入試科目として総合問題を課す大学にみられるものである。

(4) 個別学科なし型

個別試験では面接や小論文といった方法で学生を選抜するが、加えてセンター試験での学科試験の成績を加味するものを「個別学科なし」に分類した。つまり、センター試験では学科を課すが、個別試験では学科試験を課さないものを「個別学科なし」に分類したとい

うことである。

センター試験で課す学科科目に応じ、「個別学科なし」に二つの下位分類を設けた。一つ目は「理系型」であり、これはセンター試験で理科2科目を課すものである。現在、高校の文系コースでは、通常、理科2科目の受験に対応したカリキュラムは組まれていない。したがって、文系では対応できない入試科目構成である。二つ目は「文系型」であり、これはセンター試験で理科1科目を課すものである。文系コースからも進学が可能である。

(5) 面接・小論文のみ型

国語や理科などの学科科目を課すことなく、面接や小論文といった方法で学生を選抜するものを面接・小論文のみに分類した。つまり、センター試験などで学科科目を課すことなく、個別試験においても面接もしくは小論文のみで合否が決定されてしまうようなものを「面接・小論文のみ」と分類した。

以上の基準で各大学の入試科目を分類したところ、結果として163校が分類可能となった⁵⁾(図10)。看護系大学の45%が「文系型」入試科目を課している一方、それ以外の入試形態もまんべんなく存在していた。また、「面接・小論文のみ型」に該当する大学が1校もなかったことも特筆すべきことである。入試科目という観点から見れば、看護系大学は理系にも文系にも開かれた、非常に多様な入試形態を有していることがわかる。入試科目の多様性にかかわらず、看護系大学の入試では何らかの形で学科科目が課されるという共通

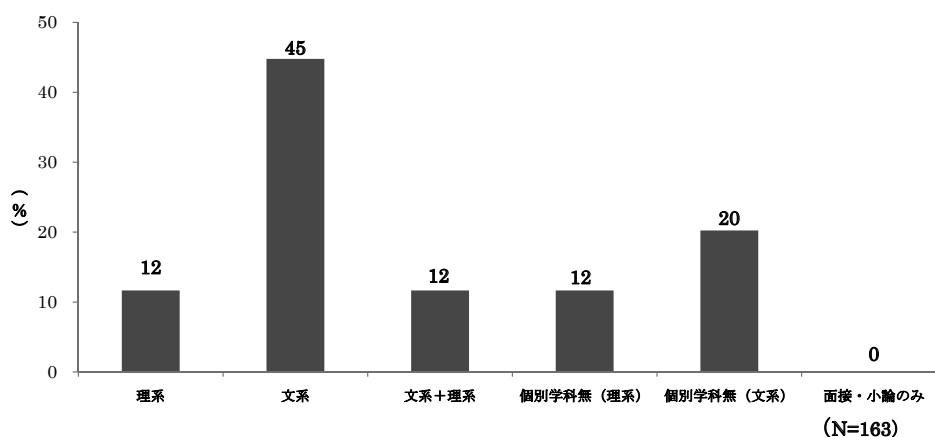


図10. 最大の入試区分における入試科目のタイプ別割合 (%)

性もある。

3.4 入試科目と関連する特性の探索的分析

先の結果から、看護系大学は非常に多様な入試形態を有していることが判明した。では、各大学が課す入試科目の構成はどのような要因と関連しているのだろうか。ここでは、大学の基本的な特徴や募集人員の特徴との関連を探索的に探っていく。

まず、看護系大学の設置者と入試科目の関係を確認する(図11)。国立の看護系大学では、「文系型」入試科目を課す大学が全体の2%と少ないものの、それ以外の入試科目のタイプはまんべんなく存在している。公立大学の看護系大学では、その大部分が「個別学科なし型」の入試科目を課していた。公立大学の約60%が「個別学科なし文系型」入試科目を課しており、25%が「個別学科なし理系型」入試科目を課している。私立大学の看護系大学では、全体の9割近くの大学が「文系型」の入試科目を課している。このように、設置者によりその大学が課す入試科目は大きく異なっている。

大学の学生数と入試科目の関係を確認する(図12)。学生数が4,000名に満たない比較的小規模な大学では、約6割が「文系型」の入試科目を課している。また2割強の大学で「個別学科なし文系型」の入試科目を課している。一方、学生数が4,000名以上の比較的大規模な大学を見ても、非常に多様な入試科目を課していることがわかる。特に、2割強の大学が「理系型」の入試科目を課している点や、約3割の大学が「理系+文系型」の入試科目を課している点は非常に特徴的である。

助産プログラムの有無と入試科目の関連を確認する(図13)。助産プログラムのない大学では、6割強の大学で「文系型」の入試科目を課している。また、2割弱の大学で「個別学科なし文系型」の入試科目を課している。一方、助産プログラムのある大学では、「文系型」と「個別学科なし文系型」の割合がやや多いものの、様々なタイプの入試科目がまんべんなく存在している。

大学の所在地と入試科目の関連を確認する(図14)。北海道・東北地方では、4割近い大学が「文系型」

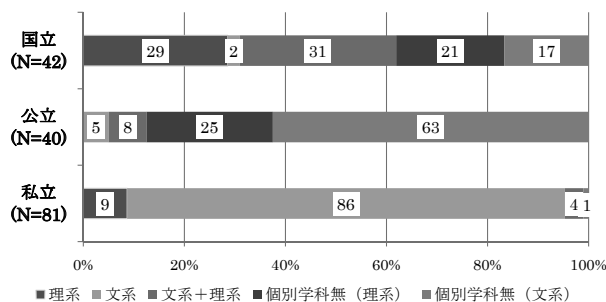


図11. 設置者と入試科目の関係

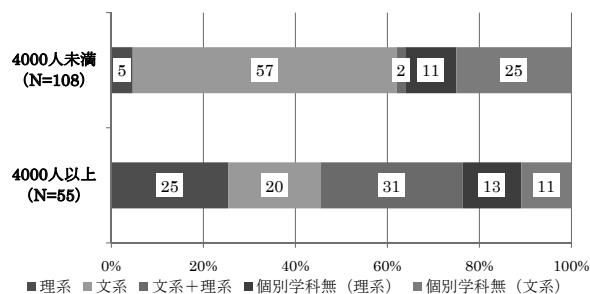


図12. 看護系大学の規模と入試科目の関係

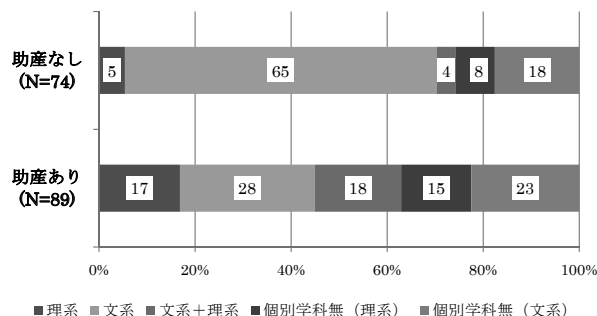


図13. 助産プログラムの有無と入試科目の関係

の入試科目を課し、約3割の大学が「個別学科なし理系型」の入試科目を課している。関東地方では、約6割の大学が「文系型」の入試科目を課している。中部地方では、約4割の大学が「文系型」の入試科目を課し、2割強の大学が「個別学科なし文系型」の入試科目を課している。関西・近畿地方では、約5割の大学が「文系型」の、2割強の大学が「個別学科なし文系型」の入試科目を課している。中国・四国地方では、約3割の大学が「文系型」の、4割強の大学が「個別学科なし文系型」の入試科目を課している。また、中国・四国地方では、「理系型」の入試科目を課している大学はなかった。九州地方では、3割強の大学が「理系型」の入試科目を課している。加えて、2割強の大学が「文系型」の、約2割の大学が「個別学科なし文系型」の

入試を課している。以上の結果は、大学の所在地と入試科目が強く関連しているかのように見える。しかし、設置者、助産プログラムの有無、入学定員に占める一般入試の募集人員の割合などの変数との関連を同時に考慮した場合、大学所在地と入試科目の関連はあまり強いものではなく⁶⁾。大学の所在地と入試科目の関連は、設置者、助産プログラムの有無、入学定員に占める一般入試の募集人員の割合などの変数によって生み出された擬似的なものと考えてよさそうである。

ここまでは大学の基本的な特徴と入試科目の関連を見てきたが、次は一般入試や推薦入試の募集人員の特徴と入試科目の関係を探っていく。

まず、入学定員に占める一般入試の募集人員の割合と入試科目の関係を確認する（図15）。一般入試の募集人員の割合が0%から50%までの大学では、約8割の大学が「文系型」の入試科目を課している。一般入試の募集人員の割合が50%から75%までの大学では、3割強の大学が「文系型」の入試科目を課し、約3割

が「個別学科なし文系型」の入試科目を課している。一方、一般入試の募集人員の割合が75%から100%までの大学では、「文系型」の入試科目を課している大学の割合はやや小さいものの、多様な入試科目を課していることがわかる。特に、約3割の大学が「理系型」の入試科目を課している点や、約2割の大学が「文系+理系型」の入試科目を課しているのは注目に値する。以上の結果から、入学定員に占める一般入試の募集人員の割合が大きくなるにつれて、「文系型」の入試科目を課す大学の割合が減少し、「理系型」や「文系+理系型」の入試科目を課す大学の割合が増えることがわかる。

入学定員に占める推薦入試の割合と入試科目の関係を確認する（図16）。推薦入試の割合が0%から10%までの大学では、多様な入試科目を課している。特に、約4割の大学が「理系型」の入試科目を課しているのは特筆に値する。推薦入試の割合が10%から20%までの大学では、0%から10%までの大学に比べ、「理系型」

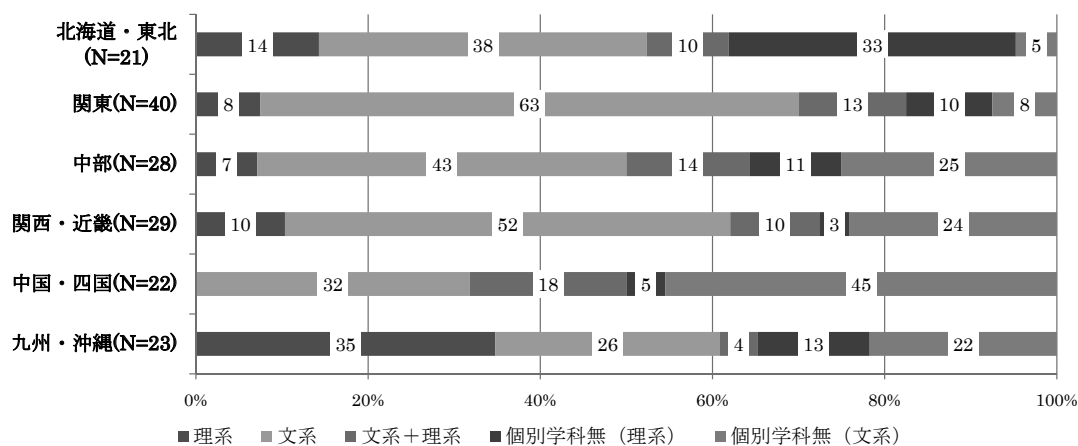


図14. 大学の所在地と入試科目の関係

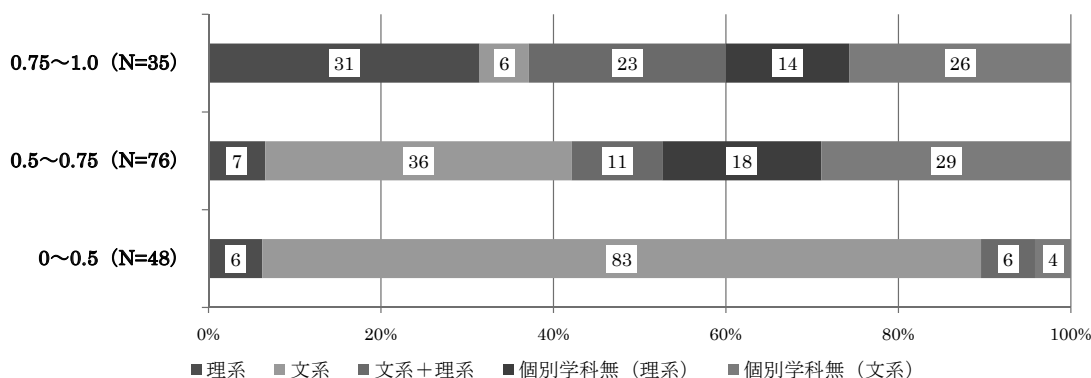


図15. 入学定員に占める一般入試の募集人員の割合と入試科目の関係

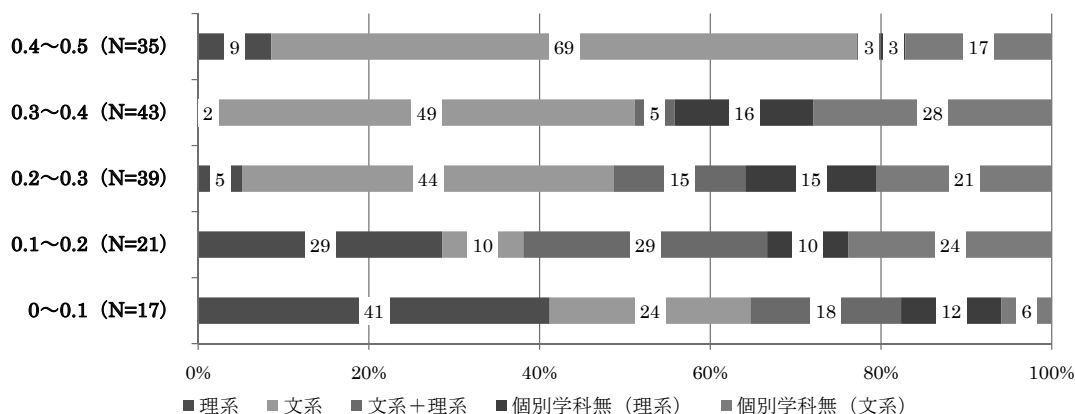


図16. 入学定員に占める推薦入試の募集人員の割合と入試科目の関係

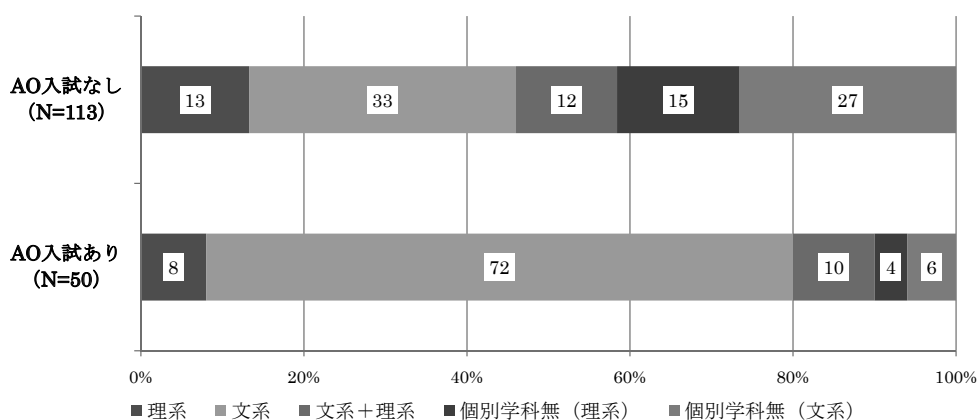


図17. AO入試の有無と入試科目の関係

入試を課す大学の割合が少なくなっているものの、ここでも多様な入試科目を課している。一方、推薦入試の割合が20%から30%までの大学や、30%から40%までの大学では、「理系型」の入試科目を課す大学の割合は急激に減少し、5割に近い大学で「文系型」の入試科目を課すようになってきている。そして、推薦入試の割合が40%から50%までの大学では、7割近い大学で「文系型」の入試科目を課すようになる。以上の結果から、入学定員に占める推薦入試の募集人員の割合が大きくなるにつれて、「理系型」の入試科目を課す大学の割合が減少し、「文系型」の入試科目を課す大学の割合が増えることがわかる。これは入学定員に占める一般入試の募集人員の割合の場合とは逆の傾向である。

AO入試の有無と入試科目の関連を確認する（図17）。AO入試を課していない大学では、多様な入試科目を課している。一方、AO入試を課している大学

では、約7割の大学で「文系型」入試を課している。

以上の結果をまとめると、大学の基本的な特徴や募集人員の特徴とその大学が課す入試科目は深く関連している。大学の基本的な特徴でいえば、大学の設置者、学生数や助産プログラムの有無によって、その大学が課す入試科目が変化することが判明した。私立で、学生数が少なく、助産プログラムのない大学では、「文系型」の入試科目が課されやすい傾向がある。一方、国公立大学であったり、学生数が多い、助産プログラムを有しているという特徴を持った大学では、多様な入試科目を課している。ただし、大学の所在地と入試科目の関連について言えば、他の変数との関連によって引き起こされた擬似的な関連である可能性が否めない。また募集人員の特徴に関して言えば、入学定員に占める一般入試や推薦入試の募集人員の割合、AO入試の有無なども入試科目と強く関連していた。入学定員に占める一般入試の割合が低い半面、推薦入試の割

合が高い大学や、AO入試を課している大学では「文系型」の入試科目を課す傾向がある。一方、入学定員に占める一般入試の割合が高く、推薦入試の割合が低い大学では「理系型」の入試を課す傾向がある。

4 考察

まず、現状の看護系大学の主要な入試区分では、学力を一切問わない「面接・小論文のみ」といった様態は見られないようである。国家試験のある専門職の養成を目的としているため、入学後の教育の基礎には高校までの学習内容が不可欠との認識がコンセンサスなのであろう。

しかしながら、同時に入試の実態は極めて多様である。全体としては文系で対応可能な内容が中心であるものの、文系型の入試形態と理系型の入試形態が混在している。考え方によっては進学のチャンネルが文理双方に開かれていると見ることもできるかもしれないが、看護職を目指す高校生の進路選択には非常に悩ましい状況であると考えられる。すなわち、大学を経ての看護専門職へのキャリアを思い描いた場合には、文系・理系の進路選択の場面で明確な指針が得られないことを意味するからである。入試科目と関連する要因の分析から、入試科目のタイプによって大学にある種の色分けがあることが認められた。したがって、大学のステータスや求められる学力水準、将来、志望が変化した場合に可能な選択肢など、極めて多様な要素を絡めた総合的な判断が、コース選択の時点で最初から要求されてしまうことになる。

また、大学側にとっても、入学までの前提として高校教育に求めるべき内容と大学のカリキュラムの中で養成すべき教育内容の仕分けが難しい。現在の高校教育の実態を把握した上で、高校時代に何を習得して行くことを求め、大学入学後にはどのような内容を課して行くのか、入試科目の構成を含むアドミッション・ポリシーと入学後のカリキュラム・ポリシーの整合性を取っていく必要があるだろう。

個々の大学にとって想定される学生像とカリキュラムのミスマッチを最小限に抑えるためには、看護教育の分野における入試設計のコンセプトが極めて重要となってくることが予想される。

注

- 1) 門脇豊子・清水嘉与子・森山弘子 (2009). 看護法令要覧 (平成21年度版), 日本看護協会出版会.
- 2) 柳井晴夫・石井秀宗 (2007). 看護系大学において必要とされる教科科目・資質能力・スキルに関する調査研究, 11, 聖路加看護学会誌, 1-9.
- 3) 本研究で対象とするデータは平成20 (2008) 時点のものであり、入試科目に関する分析は平成21 (2009) 年度入試時点における制度を前提としている。実態として、平成21 (2009) 年度大学入試は大きく分けて、「一般入試」、「推薦入試」、「AO入試」の3種類とその他の例外的な入試に大別して考えるとよい。一般入試は「調査書の内容、学力検査、小論文・面接その他の能力・適性等に関する検査の成績、その他大学が適当と認める資料により、入学志願者の能力・適性等を合理的に総合して判定する入試方法」、推薦入試は「出身高等学校長の推薦に基づき、原則として学力検査を免除し、調査書を主な資料として判定する入試方法」とされている。また、AO入試は「詳細な書類審査と時間をかけた丁寧な面接等を組み合わせることによって、入学志願者の能力・適性や学習に対する意欲、目的意識等を総合的に判定する入試方法」とされている。募集人員に関しては、短期大学を除き、「推薦入試の募集人員は、附属高等学校長からの推薦に係るものも含め、学部等募集単位ごとの入学定員の5割を超えない範囲」と定められているが、一般入試、AO入試に関する規定はない (以上、文部科学省, 平成22年度大学入学者選抜実施要項, 21文科高第6143号)。したがって、入学定員の配分の仕方によっては、いずれの入試区分も最大の募集人員を持つ可能性がある。
- 4) 文部科学省 (2009). 平成20年度国公立大学入学者選抜実施状況の概要, 平成20 (2008) 年9月26日文部科学省報道発表資料.
- 5) ここで分類できなかった大学は、ホームページに入試科目の情報が記載されていない、もしくは一般入試や推薦入試の募集人員の情報が記載されていないものであった。
- 6) 椎名久美子・當山明華・デメジャン・アドレット・木村拓也・吉村宰・倉元直樹・金澤悠介 (2010). 個

別大学のアドミッションセンターで入試研究を行う
上での問題点の認識及び解決策の共有化について (2)
-平成20～21年度「個別大学アドミッションセンター
教員を中心とする大学入試研究会」発表要旨集,
39, 大学入試センター研究紀要, 印刷中.

付記

本研究は、東北大学高等教育開発推進センター長裁
量経費「平成21年度高等教育の開発推進に関する調査・
研究経費」の助成を受けた「看護専門職業人養成のた
めの入試設計の研究（研究代表者 倉元直樹）」に基
づく研究成果である。

